



平成 24 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 ニッパツ（日本発条株式会社）
代 表 者 代表取締役社長 玉村 和己
（コード番号：5991、東証第 1 部）
問合せ先 常務執行役員
企画本部副本部長 八代 隆二
（TEL：045－786－7513）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同年 6 月 28 日開催予定の第 92 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成18年6月29日の第86期定時株主総会の決議により承認を得て、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入しており、平成21年6月26日開催の第89期定時株主総会にてその一部を修正し（修正後の買収防衛策を、以下「本プラン」といいます。）、その継続について株主の皆様への承認をいただいております。本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっております。

本プランでは、株主総会において買収防衛策の導入または継続に関する決議を行い、また新株予約権無償割当について、株主総会決議により新株予約権無償割当に関する事項を決定するか、または株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当に関する事項を決定することを取締役に委任していただくことを可能とするため、根拠規定として定款第44条、第45条を設けております。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境は変化し、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する大規模買付行為の脅威も相対的に低くなっていること、また、金融商品取引法等の改正により株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的は一定程度担保されることになりました。

このような状況の中、当社は、平成24年4月18日開催の取締役会において、本プランの有効期間終了後、本プランを継続しないことを決議いたしましたので、定款第44条、第45条を削除するものであります。

2. 定款変更の内容

< 定款の新旧対比表 >

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>第8章 買収防衛</u> <u>(買収防衛)</u> <u>第44条 ① 当会社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、買収防衛策（当社が発行する株式の大規模な買付け行為に対する情報提供、検討、対抗措置の要件等を定めるもの。以下本条において同じ。）の導入または継続に関する決議を行うことができる。</u> <u>② 当会社の株主総会は、前項で決議された買収防衛策が株主総会の決議により同買収防衛策を廃止できる内容を含む場合には、同買収防衛策の内容に従い、同廃止に関する決議を行うことができる。</u> <u>③ 前各項に定める決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。</u> <u>(対抗措置の発動)</u> <u>第45条 ① 当社は、前条①で導入または継続された買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動については、取締役会の決議により、これを行うことができる。</u> <u>② 当社は、前項のほか、前条①で導入または継続された買収防衛策に基づく新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動については、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、これを行うことができる。</u> <u>③ 前項の規定による株主総会の決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。</u>	(削除) (削除) (削除)

3. 日程

- ・ 定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日
- ・ 定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日

以 上